【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年10月14日
【会社名】	株式会社サイバーリンクス
【英訳名】	CYBERLINKS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　村上　恒夫
【本店の所在の場所】	和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３
【電話番号】	０７３－４４８－３６００
【事務連絡者氏名】	専務取締役　佐藤　正光
【最寄りの連絡場所】	和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３
【電話番号】	０７３－４４８－３６００
【事務連絡者氏名】	専務取締役　佐藤　正光
【縦覧に供する場所】	株式会社サイバーリンクス東日本支社 （東京都港区芝浦四丁目９番25号芝浦スクエアビル13階） 株式会社サイバーリンクス西日本支店 （大阪市淀川区宮原四丁目１番14号住友生命新大阪北ビル３階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成26年10月14日開催の取締役会において、株式会社アイコンセプト（以下、「アイコンセプト」といいます。）及びエニタイムウェア株式会社（以下、「エニタイムウェア」といいます。）の発行済株式の全部を取得し、子会社化することについて決議いたしました。また、同日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、アイコンセプト及びエニタイムウェアを消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３及び第８号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．子会社の取得

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第８号の２に基づく報告）

(1) 取得対象子会社に関する事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アイコンセプト	エニタイムウェア株式会社
本店の所在地	大阪府吹田市江の木町17番１号 コンパーノビル	東京都渋谷区渋谷三丁目15番６号
代表者の氏名	代表取締役社長　池上　正祥	代表取締役社長　池上　正祥
資本金の額	10百万円（本報告書提出日現在）	30百万円（本報告書提出日現在）
純資産の額	120百万円（平成26年３月末現在）	87百万円（平成26年１月末現在）
総資産の額	144百万円（平成26年３月末現在）	112百万円（平成26年１月末現在）
事業の内容	パッケージソフトの開発、販売	ソフトウェア提供サービス

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

イ．アイコンセプト

	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期
売上高（百万円）	288	332	228
営業利益（百万円）	11	16	9
経常利益（百万円）	9	16	10
当期純利益（百万円）	6	11	7

ロ．エニタイムウェア

	平成24年１月期	平成25年１月期	平成26年１月期
売上高（百万円）	70	79	81
営業利益（百万円）	9	14	4
経常利益（百万円）	9	14	3
当期純利益（百万円）	7	10	3

③提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

イ．アイコンセプト

資本関係	該当事項はありません
人的関係	該当事項はありません
取引関係	該当事項はありません

ロ．エニタイムウェア

資本関係	該当事項はありません
人的関係	該当事項はありません
取引関係	商品画像データの提供等の取引があります

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

アイコンセプトは、流通卸売業やメーカー向けに棚割提案、管理、分析を行う棚割システム「棚ＰＯＷＥＲ」及び流通食品小売業の本部向けに基幹システムと連携した統合棚割システム「店ＰＯＷＥＲ」等の開発・販売を行っており、視覚的で操作性の高い棚割システムとして定評があります。また、エニタイムウェアは、「棚ＰＯＷＥＲ」のＡＳＰサービス提供等を行っております。

アイコンセプト及びエニタイムウェアの100%子会社化及び吸収合併を行うことで、ＩＴクラウド事業における流通業向けクラウドサービスの拡充及び事業の拡大を図るとともに、棚割分野における両社の経験及びノウハウを活かし、当社の流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@ｒｍｓ」に新たに棚割機能を追加することで、「@ｒｍｓ」のより一層の付加価値及び利便性の向上、並びに競争力の強化を図ってまいります。

※棚割：小売店舗の陳列棚における商品の配置場所や数量を計画すること

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

アイコンセプトの普通株式	276百万円
エニタイムウェアの普通株式	124百万円
アドバイザリー費用等（概算額）	1百万円
合計（概算額）	401百万円

２．吸収合併

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

１．(1)①に記載のとおりです。

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

１．(1)②に記載のとおりです。

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

イ．アイコンセプト

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
池上　正祥	65.0
池上　昌美	35.0

ロ．エニタイムウェア

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
池上　正祥	50.0
ミツイワ株式会社	16.7
株式会社アイコンセプト	11.7
成宮　功	1.7
角谷　直紀	1.7

（注）当社は、本合併の効力発生に先立って、アイコンセプト及びエニタイムウェアの発行済株式の全部を取得し、当社の完全子会社とすることを予定しております。

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

１．(1)③に記載のとおりです。

(2) 当該吸収合併の目的

１．(2)に記載のとおりです。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

①吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、アイコンセプト及びエニタイムウェアは解散いたします。

②吸収合併に係る割当ての内容

当社は、本合併の効力発生に先立って、アイコンセプト及びエニタイムウェアの発行済株式の全部を取得し、当社の完全子会社とすることを予定しているため、本合併による株式その他の金銭等の割当ては行いません。

③その他の吸収合併契約の内容

平成26年10月14日に締結した吸収合併契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サイバーリンクス
本店の所在地	和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の３
代表者の氏名	代表取締役社長　村上　恒夫
資本金の額	748百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	基幹業務システム等のクラウドサービス及び移動体通信機器の販売

吸収合併契約書

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及び株式会社アイコンセプト（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、平成26年10月14日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第２条　甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（１）甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社サイバーリンクス

住所：和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３

（２）乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社アイコンセプト

住所：大阪府吹田市江の木町１７番１号コンパーノビル

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第３条　本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（本合併に際して交付する金銭等及び金銭等の割当てに関する事項）

第４条　甲は、本合併がその効力を生ずる直前において、乙の全株式を所有することとなるため、本合併に際して乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

（本合併の効力発生日）

第５条　本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年12月１日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

（効力発生の条件）

第６条　甲、乙及びエニタイムウェア株式会社（以下「丙」という。）は、甲乙間の吸収合併と甲丙間の吸収合併を同時に行うものとし、いずれかの吸収合併が効力を生じない場合は、他の本吸収合併もその効力を生じないものとする。

２　本合併は、本効力発生日までに、乙の発行済株式（但し、自己株式を除く。）の全てを甲が取得することを停止条件として、その効力を生ずるものとする。

（株主総会）

第７条　本合併は、会社法第796条第３項に定める簡易合併及び同法第784条第１項に定める略式合併の規定により、存続会社及び消滅会社において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

（会社財産の管理等）

第８条　本契約に定める場合を除き、乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

（合併条件の変更及び本契約の解除）

第９条　本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明した場合（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（契約の効力）

第10条　本契約は、（ｉ）本効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会の承認が必要となった場合において、その決議による本契約の承認が得られないとき、（ii）本効力発生日までに法令に定められた関係官庁等の許認可、承認が得られないとき、又は（iii）本効力発生日までに、乙の株主が保有する乙の発行済株式（但し、自己株式を除く。）の全ての甲への譲渡が完了しないときはその効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第11条　本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各１通ずつ保有するものとする。

平成26年10月14日

甲：和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３
株式会社サイバーリンクス
代表取締役　村上　恒夫

乙：大阪府吹田市江の木町１７番１号コンパーノビル
株式会社アイコンセプト
代表取締役　池上　正祥

吸収合併契約書

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及びエニタイムウェア株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、平成26年10月14日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第２条　甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（１）甲：吸収合併存続会社
商号：株式会社サイバーリンクス
住所：和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３

（２）乙：吸収合併消滅会社
商号：エニタイムウェア株式会社
住所：東京都渋谷区渋谷三丁目15番６号

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第３条　本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（本合併に際して交付する金銭等及び金銭等の割当てに関する事項）

第４条　甲は、本合併がその効力を生ずる直前において、乙の全株式を所有することとなるため、本合併に際して乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

（本合併の効力発生日）

第５条　本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年12月１日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

（効力発生の条件）

第６条　甲、乙及び株式会社アイコンセプト（以下「丙」という。）は、甲乙間の吸収合併と甲丙間の吸収合併を同時に行うものとし、いずれかの吸収合併が効力を生じない場合は、他の本吸収合併もその効力を生じないものとする。

２　本合併は、本効力発生日までに、乙の発行済株式（但し、自己株式を除く。）の全てを甲が取得することを停止条件として、その効力を生ずるものとする。

（株主総会）

第７条　本合併は、会社法第796条第３項に定める簡易合併及び同法第784条第１項に定める略式合併の規定により、存続会社及び消滅会社において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

（会社財産の管理等）

第８条　本契約に定める場合を除き、乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

（合併条件の変更及び本契約の解除）

第９条　本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明した場合（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（契約の効力）

第10条　本契約は、（ｉ）本効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会の承認が必要となった場合において、その決議による本契約の承認が得られないとき、（ii）本効力発生日までに法令に定められた関係官庁等の許認可、承認が得られないとき、又は（iii）本効力発生日までに、乙の株主が保有する乙の発行済株式（但し、自己株式を除く。）の全ての甲への譲渡が完了しないときはその効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第11条　本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各１通ずつ保有するものとする。

平成26年10月14日

甲：和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３
株式会社サイバーリンクス
代表取締役　村上　恒夫

乙：東京都渋谷区渋谷三丁目15番６号
エニタイムウェア株式会社
代表取締役　池上　正祥

以上